

平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省
令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項、第六条第三項及び第二項、第七条第一項及び第二項、第十一条第一項、第三項及び第四項並びに第十八条並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第三条第一号、第五条、第八条第一項、第十条第一号、第十一条第一項、第十二条第九号、第十三条第一項第四号及び第二項第二号、第十四条第一項並びに第十五条の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則を次のように定める。

規定する主務省令で定めるものは、賃貸に係る契約のうち解除することができない旨の定めがないものであつて、賃借人が、当該契約に基づく義務の中途において当該契約を違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る賃料のおおむね全部を支払うこととされているものとする。

機械類その他の物品の賃貸につき、その賃貸の期間（当該物品の賃貸に係る契約の解除をすることができないものとされている期間に限られる。）において賃貸を受ける者から支払を受けたる賃料の額の合計額がその物品の取得のために通常要する価額のおおむね百分の九十に相当する額を超える場合には、当該物品の賃貸は、令第三条第二号の物品の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているもの

である」とに該当するものとする。
(信託の受益者から除かれる者に係る契約)
第三条 令第五条に規定する主務省令で定める契
約は、ストックモードによるものとする。

約は、次の各号に掲げるものとする。
一 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附
則第二十条第三項に規定する適格退職年金契
約（次条第一項第三号ロにおいて単に「適格

二 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五
十一年法律第三十四号）第三条又は第五条に
「退職年金契約」という。)

規定する措置として行われる信託契約
三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 第
三十一条第一項に規定する退職手当等の給付に
おいては、前項又は第二項の規定による金額の算定に

四 用するため有価証券及び金銭の管理処分を行ふことを目的とする信託契約
使用者（法人の役員を含む。以下同じ。）
の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定

する給与等をいう。以下同じ。）から控除される金銭を信託金とする信託契約五信託契約であつて、当該信託契約に基づき

株券を取得する行為が金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)。次号において「一定義命令」という。」第十六条第一項第七号の二イ

六 信託契約であつて、次に掲げる全ての要件
「」といふ。第一不動産第一号の二回からへまでに掲げる全ての要件に該当するもの

に該当するもの
イ 発行会社等（株券の発行会社又はその被
支配会社等（定義府令第六条第三項に規定

第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一号にもの等）

イ 発行会社等（株券の発行会社又はその被支配会社等（定義府令第六条第三項に規定する被支配会社等をいう。）若しくは関係する

会社（定義府令第七条第二項に規定する關係会社をいう。）をいう。口及びハにおいて同じ。）を委託者とする金銭の信託契約であつて、当該信託契約に係る信託の受託者が当該発行会社の株券を取得し、又は買付けるものであること。

口 発行会社等の定款の規定、株主総会、社員総会、取締役会その他これらに準ずるものとの決議若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四条第三項の報酬委員会の決定又は対象従業員（定義府令第十六条第一項第七号の二イ（一）に規定する対象従業員をいう。以下口において同じ。）の勤続年数、業績、退職事由その他の事由を勘案して定められた一定の基準に応じて当該信託契約に係る信託の受託者が取得得し、若しくは買い付けた当該発行会社の株券若しくは当該株券の売却代金の交付を行うことを定める規則（労働基準法（昭和十二年法律第四十九号）第八十九条の規定により届け出たものに限る。）に基づき、発行会社等の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下口において同じ。）若しくは役員であつた者若しくは対象従業員若しくは対象従業員であつた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人に当該株券又は当該売却代金の交付を行ふものであること。

ハ 当該信託契約に基づく信託金の払込みに充てられる金銭の全額を発行会社等が拠出するものであること。

二 当該信託契約に係る信託の受託者に新株予約権が付与される場合にあつては、当該新株予約権の全てが発行会社により付与されるものであること。

八 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約の健全性及び信頼性の確保の

ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この法律において「平成二十五年厚生年金等改正方法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（第十八条第二号において「存続厚生年金基金」という。）が審査結果

第一項の規定によりなおその効力を有するも

十一 令第七条第一項第六号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの十二 令第七条第一項第七号に定める取引のうち、次に掲げるもの電話を受けて行う業務に係るものであつて、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う他の文言を明示することが容易に判別できる商号その他の文言を含む者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る）

口 電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であつて、商品・権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品・権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行なう業務に係る契約の締結

十三 令第七条第一項各号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公共団体の職員が法令上の権限に基づき、かつ、法令上の手続に従い行う取引であつて、当該職員が当該権限を有することを当該国若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

ロ 破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う取引であつて、その選任を裁判所が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたものハ 特定事業者がその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）を顧客等として行う取引であつて、当該顧客等の代表者等が次のいずれかに該当することにより当該顧客等のために当該取引の任に当たつていると認められるもの

(1) 当該代表者等が、当該顧客等が作成した委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たつていることを証する書面を有していること。

(2) 当該代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること。

三 令第七条第一項第二号に定める取引

一 令第九条第一項に規定する簡素な顧客管理を行なうことが許容される取引として、特定金融機関の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているものは、次の各号に掲げる取引とする。

（3）当該顧客等の本店等（本店、主たる事務所、支店（会社法第九百三十三条第三項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下同じ。）又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たつていることが確認できること。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該特定事業者が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該取引の任に当たつていることが明らかであること。

（4）令第七条第一項及び第十七条において「疑わしい取引」という。）

（第十二条第一項及び第十七条において「疑わしい取引」という。）

二 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）次に掲げる方法のいずれか

イ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第一号ロに掲げる書類（一）を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ロ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類の画像情報であつて、本人確認用画像情報を（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報を）、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

ハ その代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報を、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

ト 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ト 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用し

年法律第百五十号）第二条第一号に規定する任意後見契約の締結

二 前号に規定する特定受任行為の代理等を行なうことと/orする契約の締結のうち、第一項第十三号イからハまでに掲げる取引（顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引）

第五条 令第七条第一項及び第九条第一項に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

一 令第七条第一項に規定する疑わしい取引（第十二条第一項及び第十七条において「疑わしい取引」という。）

（第十二条第一項及び第十七条において「疑わしい取引」という。）

二 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。）次に掲げる方法のいずれか

イ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下同じ。）のうち同条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号ハからホまでに掲げるものを除く。以下「写真付き本人確認書類」という。）の提示（同条第一号ロに掲げる書類（一）を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法

ロ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類の画像情報を、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

ハ その代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報を、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

ト 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イに掲げるものを除く。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ト 当該顧客等又はその代表者等から、特定

(同条第一号ニ及びホに掲げるものを除き、
その代表者等に当該ソフトウエアを使用し
て撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類
のうち次条第一号又は第四号に定めるもの
の送信を受け、又は当該顧客等若しくはその
代表者等に当該ソフトウエアを使用して
読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類
の特徴を確認することができるものをい
う。)の画像情報であつて、当該本人確認
書類に記載されている氏名、住居及び生年
月日並びに当該本人確認書類の厚みその他
の特徴を確認することができるものをい
う。)の送信を受け、又は当該顧客等若しくはその
代表者等に当該ソフトウエアを使
用して読み取りをさせた当該顧客等の本人
確認書類(氏名、住居及び生年月日の情報
が記録されている半導体集積回路が組み込
まれたものに限る。)に組み込まれた半導
体集積回路に記録された当該情報の送信を
受けるとともに、次に掲げる行為のいずれ
かを行ふ方法(取引の相手方が次の(1)
又は(2)に規定する氏名、住居及び生年
月日の確認に係る顧客等になりすましてい
る疑いがある取引又は当該確認が行われた
際に氏名、住居及び生年月日を偽つていた
疑いがある顧客等(その代表者等が氏名
住居及び生年月日を偽つていた疑いがある
顧客等を含む。)との間における取引を行
う場合を除く。)
(1) 他の特定事業者が令第七条第一項第一
号イに掲げる取引又は同項第三号に定め
る取引を行う際に当該顧客等について氏
名、住居及び生年月日の確認を行い、當
該確認に係る確認記録を保存しかつ
当該顧客等又はその代表者等から当該顧
客等しか知り得ない事項その他の当該顧
客等が当該確認記録に記録されている顧
客等と同一であることを示す事項の申告
を受けることにより当該顧客等が当該確
認記録に記録されている顧客等と同一で
あることを確認していることを確認する
こと。
(2) 当該顧客等の預金又は貯金口座(当該
預金又は貯金口座に係る令第七条第一項
第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧
客等について氏名、住居及び生年月日の
確認を行い、かつ、当該確認に係る確認

記録を保存しているものに限る。) に金銭の振込みを行うとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該振込みを特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳の写し又はこれに準ずるものを受け付けること。

当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの(以下チ並びにリ及びヌにおいて単に「本人確認書類」という。)の送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類(氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。)に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報(当該顧客等又はその代表者等に特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類(次条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。)の画像情報であつて、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。)の送信(当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。)を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法。

当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の現在の住居の記載がある本人確認書類のいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類の写し及び当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類(次項第三号に掲げる書類にあつては、当該顧客等と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類(当該顧客等のものに限る。)とする。)若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客等の住居(当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合には、当該補完書類

又はその写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

又は当該顧客等との間で（2）に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

（1）令第七条第一項第一号イに掲げる取引のうち、法人（特定事業者との間で行われた取引の態様その他の事情を勘案してその行う取引が犯罪による収益の移転の危険性の程度が低いと認められる法人に限りる。）の被用者との間で行うもの（当該法人の本店等又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受ける預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）

（2）令第七条第一項第一号リに掲げる取引（特定事業者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十四条第一項の規定により当該顧客等から同法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）

その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十七号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対しても、取引関係文書を送付する方法

当該顧客等から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百一号）

以下この項において「電子署名法」といいう。(第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る)及び当該電子証明書により確認される電子署名法第一条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

ワ 当該顧客等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。)第三条第六項又は第十六条の二第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法(特定事業者が公的個人認証法第七条第四項に規定する署名検査者である場合に限る。)

力 当該顧客等から、公的個人認証法第七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であつて、同条第四項に規定する署名検査者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務(電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。)の用に供する電子証明書(当該顧客等の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限り、当該顧客等に係る利用者(電子署名法第二条第一項各号に二項に規定する利用者をいう。)の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第五条第一項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法

法 第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等(第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る。)当該顧客等から旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳を

いい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。」であつて、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。次条第一号イ及び第三号において単に「船舶観光上陸許可書」という。）の提示を受ける方法二 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずか

2

本
便物等として送付する方法
当該法人の代表者等から、商業登記法
(昭和三十八年法律第二百二十五号) 第十二
条の二第一項及び第三項の規定に基づき登
記官が作成した電子証明書並びに当該電子
証明書により確認される電子署名法第二条
第一項に規定する電子署名が行われた特定
取引等に関する情報の送信を受ける方法
特定事業者は、前項第一号イからチまで若し
くは又は第三号イ若しくはニに掲げる方法

1

四
五 当該顧客等が自然人である場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（國家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）
六 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもの。

1

に記載されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第二項の規定により当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認した場合に限り、当該特定事業者の役職員が、当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の営業所であるる。）

口 提示を受ける方法
当該法人の代表者等から当該顧客等の名稱及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第三条第二項に規定する指定法人から登記情報(同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。)の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限り。)と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)

4

は第二号に定めるものに準ずるもの（当該顧客等が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

特定事業者は、第一項第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合には、当該顧客等の本店等に代えて、当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

1

(と認められる場所に走りて当該顧客等の代表者等に取引関係文書を交付する方法(当該顧客等の代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。))

七条 前条第一項(第十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類(特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。)並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ

ハ 当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けたときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

二 当該法人の代表者等から本人確認書類の

等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくは又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

一 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

二 所得税法第七十四条第二項に規定する社会

Digitized by srujanika@gmail.com

らヌまで又は第三号口からニまでに掲げる方法
（口及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に
規定する方法に限る。）により本人特定事項の
確認を行う場合には、取引関係文書を書
留郵便等により転送不要郵便物等として送付す
ることに代えて、次の各号に掲げる方法のいず
れかによることができる。

一　当該特定事業者の役職員が、当該本人確認
書類若しくはその写しに記載され、当該登記
情報に記録され、又は行政手続における特定
の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律第三十九条第四項の規定により公表さ
れている当該顧客等の住居又は本店等に赴い
て当該顧客等（法人である場合にあつては、

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第
四号に定める本人確認書類にあつては特定事業
者が提示又は送付を受ける日において有効なもの
に、その他の本人確認書類にあつては特定事業
者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作
成されたものに限る。

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除
く。）次に掲げる書類のいずれか

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五
年法律第五百五号）第九十二条第一項に規定
する運転免許証及び同法第一百四条の四第五
項（同法第一百五条第二項において準用する
場合を含む。）に規定する運転経歴証明書
をいう。）、出入国管理及び難民認定法第十

うち次条第二号若しくは第四号に定めるもの又はその写しの送付を受けるとともに、

1

三 保険料の領収証書

Page 1

その代表者等)に取引関係文書を交付する方法(次号に規定する場合を除く。)

1

九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した

四分の一を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人（当該資本多数決法人の事業經營を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は他の自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有している場合を除く。）があるもの 当該自然人

二 資本多数決法人（前号に掲げるものを除く。）のうち、出資、融資、取引その他の關係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの 当該自然人

三 資本多数決法人以外の法人のうち、次のいずれ又は口に該当する自然人があるもの 当該自然人

イ 当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の四分の一を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人（当該法人の事業經營を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合又は当該法人の事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の二分の一を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している他の自然人がある場合を除く。）

ロ 出資、融資 取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人

四 前三号に定める者がない法人 当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

前項第一号の場合において、当該自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数の四分の一又は二分の一を超える議決権を直接又は間接に有するかどうかの判定は、次の各号に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 当該自然人が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合

二項第五号	第六条第二項第五号	当該顧客等の所在地	当該代表者等の
居、法人の場合にあつてはその氏名及び住居等の氏名及び住所	当該顧客等が自然人の場合にあつてはその氏名及び住居等の氏名及び住所	当該代表者等の	当該代表者等の
その名称及び本店又は主たる事務所の所在地	前項の規定にかかわらず、特定事業者は、法人である顧客等との取引を行うに際しては、当該法人の代表者等から当該代表者等の本人確認書類の写し（当該本人確認書類の写しに当該代表者等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該代表者等の現在の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便により、転送不要郵便物等として送付する（）により法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は第四条第一項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。	当該代表者等の	当該代表者等の
特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、チ、リ若しくはルに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の住居に限られ、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、会員号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。	当該代表者等の	当該代表者等の	
特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、チ若しくはルに掲げる方法又は第二項の規定により本人特定事項の確認を行ふ場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することによって、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。	当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該代表者等の	当該代表者等の	当該代表者等の

一 文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）
者等の住居に赴いて当該代表者等に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）
の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該代表者等の住居に赴いて当該代表者等に取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第一項において準用する第六条第二項の規定により当該代表者等の現在の住居を確認した場合に限る。）
当該特定事業者の役職員が、当該代表者等に係る顧客等又は当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所に赴いて当該代表者等に取引関係文書を交付する方法（当該代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載された各号に該当することにより当該顧客等のために特定取引等の任に当たつていていると認められる代表者等をいうものとする。
顧客等が自然人である場合 次のいずれかに該当すること。
イ 当該代表者等が、当該顧客等の同居の親族又は法定代理人であること。
ロ 当該代表者等が、当該顧客等が作成した委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のためになつて当該特定取引等の任に当たつていることを証する書面を有していること。
ハ 当該顧客等に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たつていることが確認できること。
二 イからハまでに掲げるもののほか、特定事業者（令第十三条第一項第一号に掲げる事業者）に規定する他の特定事業者（次号ニ及び第十六条第二項において同じ。）が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たつていることが明らかであること。

二 前号に掲げる場合以外の場合（顧客等が人格のない社団又は財團である場合を除く。）次のいずれかに該当すること。
イ 前号ロに掲げること。

ハ 当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該代表者等が所属すると認められる官公署に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たつていることが確認できること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、特定事業者が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たつていることが明らかであること。

（法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例）

表者等について取引時確認を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようと/orする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

二 令第七条第一項第一号ハからタまで、ツ、ナ、ム、ヰ、オ、マ及びコに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、法第二条第二項第四十号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあっては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る令第七条第一項第三号に定める取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認（前号に掲げる方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようと/orする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしていて、その場合に限る。）

のであつて、第一号に掲げる方法が第二号口によるものである場合におけるもの（「第一号に掲げる方法によるものである場合におけるもの」を除く。）を行ふときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一 第六条（第一項第一号又を除く。）又は第十二条（第二項を除く。）に規定する方法

二 次のイ又はロに掲げる前号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法

イ 第六条第一項第一号イからリまで及びル（これらの規定を第十一條第一項において準用する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類

三 当該特定事業者が、法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等又は代表者等については、第十六条に定める方法に相当する方法により既に当該確認を行っていることを確認することも、当該記録を確認記録として保存する方法

前条第五項の規定は、前項各号に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行う場合に準用する。

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条 法第四条第二項（同条第五項の規定に

（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法

口 第六条第一項第一号フからカまで（これらの規定を第十一条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当

より読み替えて適用する場合を含む。」又は第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認（第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるもの（関連取引時確認が、同項に規定する取引に際して行われたも

該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法) 法第四条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による同条第一項第一号及び第三号に掲げる事項の確

認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し
ト 第六条第一項第一号又に掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該本人確認書類の写し
チ 第六条第一項第一号ヲからカまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたときは、当該方法により本人特定事項の確認を行つたときを証するに足りる電磁的記録
リ 第六条第一項第三号ニに掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたときは、当該本人確認書類又はその写し
ヌ 第六条第一項第三号ロに掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該登記情報又はその写し
ル 第六条第一項第三号ハに掲げる方法により本人特定事項の確認を行つたとき 当該公表事項又はその写し
ヲ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第六条第二項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により顧客等若しくは代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行つたとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
ワ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第六条第三項若しくは第十二条第三項の規定により該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
カ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第六条第四項若しくは第十二条第四項の規定により該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を交付したとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
力 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第十四条第三号前項第二号に掲げる方法により添付した添付資料は、当該確認記録の一部とみなす。
（確認記録の記録事項）
第二十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
2

一 取引時確認を行つた者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
二 確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
三 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき（第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に次条第一項に定める日から七年間保存する場合にあつては、日付に限り）
四 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（第十四条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に次条第一項に定める日から七年間保存する場合にあつては、日付に限り）
五 第六条第一項第一号ロ若しくはチからルまで（これららの規定（同号ヌを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により顧客等又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付
六 第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付
七 第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体積回路に記録された氏名、住居、生年月日
八 第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日

九 第六条第一項第一号ヲ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認書類の送付又は半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくは本人確認用画像情報の送信を受けた日付
十 第六条第一項第三号ロに規定する方法により顧客等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が登記情報の送信を受けた日付
十一 第六条第一項第三号ハに規定する方法により顧客等の本人特定事項の確認を行つたときは、特定事業者が本人確認書類又は代表者等の本人特定事項を確認した日付
十二 第六条第四項又は第十二条第四項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つたときは、当該各項に規定する交付を行つた日付
十三 第十四条第一項第二号に規定する方法において本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けたときは、当該提示又は当該送付を受けた日付
十四 法第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項又は資産及び収入の状況の確認を行つたときは、確認を行つた取引の種類
十五 取引時確認を行つた取引の種類
十六 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行つた方法
十七 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
十八 本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
十九 本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
二十 その他の事項
二十一 顧客等が令第十二条第三項各号に掲げるもののであるときは、その旨及び同項各号に掲げるものであると認めた理由
二十二 法第四条第二項第一号に掲げる取引に際して確認を行つたときは、関連取引時確認

条第三項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したときは又は第六条第四項若しくは第十二条第四項の規定により第六条第四項第三号若しくは第十二条第四項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
二十三 顧客等の本人特定事項（顧客等が国等である場合にあつては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）
二十四 顧客等（人格のない社団又は財團を除く。）を除く。次号において同じ。）が取引を行う目的
二十五 資産及び収入の状況の確認を行つたとときは、実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行つた方法（当該確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項）
二十六 顧客等（国等を除く。）が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係並びにその確認を行つた方法（当該確認に書類を用いた場合には、当該書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項）
二十七 取引記録等を検索するための口座番号
二十八 顧客等が令第十二条第三項各号に掲げるもののであるときは、その旨及び同項各号に掲げるものであると認めた理由
二十九 法第四条第二項第一号に掲げる取引に際して確認を行つたときは、関連取引時確認

に係る確認記録を検索するための当該関連取引時確認を行った日付その他の事項

三十 第八条第二項の規定により在留期間等の確認を行つたときは、同項に規定する旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項

特定事業者は、添付資料を確認記録に添付するとき又は前項第三号の規定により本人確認書類若しくは補完書類の写しを確認記録に添付するときは、同項各号に掲げるもののうち当該添付資料又は当該本人確認書類若しくは補完書類の写しに記載がある事項については、同項の規定にかかわらず、確認記録に記録しないことができる。

特定事業者は、第一項第二十号から第二十四号まで及び第二十六号から第二十九号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代え、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

（確認記録の保存期間の起算日）

二 前項に規定する「取引終了日」とは、次の各号に掲げる確認記録を作成した特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 令第七条第一項第一号からへまで、チカラ又まで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（代理又は媒介を除く。）、カ（媒介を除く。）、ヨ、タ、ヅ、ナ、ム、ヰ、オ若しくはコからサまでに掲げる取引、同項第二号、第三号、第四号イ若しくはロ、第六号若しくは第七号に定める取引又は令第九条に規定する取引、又は令第九条に規定する契約が終了した日

二 前号に掲げる取引以外の取引、行なわれた日

三 当該取引が

（取引記録等の記録事項）

二 第二十一條 法第六条第二項に規定する主務省令で定める日は、取引終了日及び取引時確認済みの取引に係る取引終了日のうち後に到来する日とする。

一 前項に規定する「取引終了日」とは、次の各号に掲げる確認記録を作成した特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

二 令第七条第一項第一号からへまで、チカラ又まで、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、ワ（代理又は媒介を除く。）、カ（媒介を除く。）、ヨ、タ、ヅ、ナ、ム、ヰ、オ若しくはコからサまでに掲げる取引、同項第二号、第三号、第四号イ若しくはロ、第六号若しくは第七号に定める取引又は令第九条に規定する取引、又は令第九条に規定する契約が終了した日

二 前号に掲げる取引以外の取引、行なわれた日

三 当該取引が

（取引記録等の記録事項）

二 第二十二条 令第十五条第一項第四号に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げるものとする。

一 自動預払機その他これに準ずる機械を通じてされる顧客等との特定事業者との間の取引（為替取引のために当該他の特定事業者が行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しを除く。）

二 保険契約又は共済に係る契約に基づき一定額の保険料又は共済掛金を定期的に收受する取引

三 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第二条第一項に規定する当せん金付証票又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第二条に規定する（スポーツ振興投票券の販売及び当該ス

ポーツ振興投票券に係る払戻金であつて二百円以下のものの交付

四 その代金の額が二百円を超える法第二条

第二項第四十三号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五 法第二条第二項第四十四号に規定する業務で現金を内容とする軽便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

六 令第十五条第二項第二号に規定する主務省令で定める特定受任行為の代理等は、任意後見契約に関する法律第一条第四号に規定する任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等とする。

七 第二十三条 法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

八 第二十四条 法第七条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

（1）顧客の確認 求められた日から三営業日以内に当該取引を特定して当該顧客の

確認記録を検索すること（確認記録がな

い場合にはあつては、求められた日から三

営業日以内に当該取引及び氏名又は名称

その他の当該顧客に関する事項を特定す

ること）。

（2）顧客の支払の相手方の確認 求められ

た日から三営業日以内に当該取引及び氏

名又は名称その他の当該相手方に関する

事項を特定すること。

（3）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（4）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（5）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（6）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（7）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（8）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（9）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（10）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（11）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（12）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（13）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（14）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（15）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（16）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（17）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（18）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（19）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（20）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（21）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（22）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（23）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（24）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（25）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（26）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（27）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（28）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（29）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（30）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（31）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（32）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（33）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（34）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（35）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（36）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（37）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（38）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（39）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（40）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（41）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（42）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（43）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（44）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（45）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

（46）他の特定金融機関からの資金の受取を伴

う取引である場合 他の特定金融機関との

間で授受される当該取引に係る情報を検索

すること。

<p

九 第一号から第五号までに掲げるものはほか、次のイからニまでに掲げる場合においては、当該イからニまでに定める事項

イ 暗号資産交換業者（法第十条の四に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）が法第十条の五第一項の規定により他の暗号資産交換業者等（同項に規定する他の暗号資産交換業者等をいう。ロにおいて同じ。）に通知する場合 当該通知をした事項

ロ 暗号資産交換業者に暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の管理を委託している顧客に対する暗号資産の移転（同法第二条第十五項に規定する暗号資産の交

二 電子決済手段等取引業者に電子決済手段の管理を委託している顧客に対する電子決済手段の移転があった場合又は電子決済手段等取引業者が電子決済手段の移転の委託若しくは再委託を受けた場合において、当該電子決済手段等取引業者が法第十条の三の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けなかつたとき 第三十一条の四第一項に規定する事項に相当する事項（当該電子決済手段等取引業者が知り得た事項に限る）

律第五十九号) 第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、同条第九項に規定する特定信託受益権を除く。第三十六条を除き、以下同じ。) の管理を委託している顧客に対する電子決済手段の移転(同法第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。) があつた場合又は電子決済手段の移転の委託若しくは再委託を受けた電子決済手段等取引業者が当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に再委託しない場合において、当該電子決済手段等取引業者が他の電子決済手段等取引業者等から法第十条の三の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けたとき 当該通知を受けた事項

ハ 電子決済手段等取引業者が顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合又は当該移転を委託する場合において、法第十三条の三第一項の規定による通知をしないとき 第三十一条の四第一項に規定する事項に相当する事項

(法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目)
第二十六条 法第八条第三項に規定する主務省令で定める項目は、次の各号に掲げる特定事業者との区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目とする。
一 法第二条第二項第一号から第四十四号までに掲げる特定事業者 次に掲げる項目
イ 法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較

第二十五条 令第十六条第一項の規定による届出をしようとする特定事業者は、別記様式第一号から第三号までの届出書を行政庁に提出しなければならない。

前項に規定する届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第四号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

(届出様式等) 知り得た事項に限る。)

（届出様式等）

二 暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託している顧客に対する暗号資産の移転があつた場合又は暗号資産交換業者が暗号資産の移転の委託者しくは再委託を受けた場合において、当該暗号資産交換業者が法第十三条の五の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けなかつたとき 第三十三条の七第一項に規定する事項に相当する事項（当該暗号資産交換業者が

換等に伴うものを除く。以下同じ。)があつた場合又は暗号資産の移転の委託若しくは再委託を受けた暗号資産交換業者が当該移転を他の暗号資産交換業者等に再委託しない場合において、当該暗号資産交換業者が他の暗号資産交換業者等から法第十条の五の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けたとき 当該通知を受けた事項

ハ 暗号資産交換業者が顧客から依頼を受けた場合又は当該移転を委託する場合において、法第十条の五第一項の規定による通知をしないとき 第三十一項の七第一項に規定する事項に相当する事項

する記録（以下口において「取引記録」という。）を作成し、及び保存している顧客等（ハにおいて「既存顧客」という。）との間で行つた特定業務に係る取引（ハに掲げる取引を除く。）当該顧客等の確認記録、当該顧客等に係る取引記録、第三十二条第一項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該取引に関する情報を探査し、かつ、前条第一号に規定する項目に従つて当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

とする
一 法第二条第二項第一号から第四十四号までに掲げる特定事業者、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法
イ 特定業務に係る取引（ロ及びハに掲げる取引を除く。）前条第一号に規定する項目に従つて当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法
ロ 既に確認記録又は法第七条第一項に規定

ハ 法第八条第二項の特定受任行為の代理等の様様と当該特定受任行為の代理等に係る取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

(法第八条第三項に規定する主務省令で定める方法)

二十七條 法第八条第三項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定まる方法

二 法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行つた他の特定業務に係る取引の態様との比較

ハ 法第八条第一項の取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性

一 法第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者次に掲げる項目

イ 法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が他の顧客等のために通常行う特定受任行為の代理等の態様との比較

ロ 法第八条第二項の特定受任行為の代理等の態様と特定事業者が当該顧客等のために行つた他の特定受任行為の代理等の態様との比較

に係る特定代理等記録(第三十二条规定第一項)第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該特定受任行為の代理等に関する情報を精査し、かつ、前条第二号に規定する項目に従つて当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

八 特定受任行為の代理等のうち、当該特定受任行為の代理等に係る取引が法第四条第三項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもので犯罪

二号に規定する項目に従つて当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行つた上で、法第十一
条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者に当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認させる方法

法第二条第二項第四十七号から第四十九号までに掲げる特定事業者 次のイからハまでに掲げる特定受任行為の代理等の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法

イ 特定受任行為の代理等(ロ及びハ)に掲げる特定受任行為の代理等を除く。前条第

八 特定業務に係る取引のうち、法第四条第三項前段に規定するもの若しくは第五条に規定するもの又はこれら以外のもので法第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書（以下単に「犯罪収益移転危険度調査書」という。）において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた顧客若しくは地域にとどまらず、その他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるものについて定める方法（既存顧客との間で行った取引にあっては、口に定める方法）及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該取

収益移転危険度調査書において犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備の状況から注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他の犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるものに定める方法(既存顧客のために行つた特定受任行為の代理等にあつては、口に定める方法)及び顧客等又は代表者等に対する質問その他の当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行つた上で、法第十一条第三号の規定により選任した者はこれに相当する者に当該特定受任行為の代理等に疑わしい点があるかどうかを確認させる

に規定する行政庁の職務に相当する職務を行う當該所在する國又は當該外國の機關の適切な監督を受けている状態にあることとする。

(通知義務の対象とならない外國為替取引の方
法)

第三十条 令第十七条に規定する主務省令で定める方法は、公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令(平成十九年総務省令第百十三号)附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令附則第二条の規定による廃止前の国際郵便為替規則(平成十五年総務省令第十号)第二条第一項に規定する通常為替、払込為替及び払出為替とする。

(外国為替取引に係る通知事項等)

第三十一条 法第十一条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、そぞろに当該各号に付する事項を二つある。

二 (2) 本店若しくは主たる事務所の所在地又は顧客識別番号

(3) イ (3) に掲げる事項

顧客の支払の相手方 次に掲げる事項

口 氏名又は名称

イ 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 預金又は貯金口座を用いる場合 当該口座の口座番号

(2) 預金又は貯金口座を用いない場合 取引参照番号(当該相手方と支払に係る為替取引を行う外国所在為替取引業者が当該取引を特定するに足りる記号番号をい

(電子決済手段の移転に係る通知事項等)

第三十一条の四 法第十条の三第一項に規定する
主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 顧客 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、
イ 自然人又は人格のない社団若しくは財團
(取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものを除く。) 当該顧客又はその代表者等に係る次に掲げる事項

(1) 氏名

Digitized by srujanika@gmail.com

法第二条第一項第四十一号に掲げる特定事業者に対する前項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「法第十一条第三号の規定により選任した者又はこれに相当する者」とあるのは、「特定複合観光施設区域整備法（平成三十一年法律第八十号）第二百三十三条第一項第二号の規定により選任した統括管理する者」とする。（外国所在為替取引業者との契約締結に際して行う確認の方法）

(1) 氏名 顧客 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項
イ 自然人又は人格のない社団若しくは財團（取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものを除く。）当該顧客又はその代表者等に係る次に掲げる事項

2 法第十条第三項及び第四項に規定する主務省令で定める事項は、前項に規定する事項に相当する事項とする。

(外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結に際して行う確認の方法)

第三十一条の二 法第十条の二に規定する主務省令で定める方法は、外国所在電子決済手段等取引業者(同条に規定する外国所在電子決済手段等取引業者をいう。以下同じ。)から申告を受

(2) 住居又は第二十条第一項第十七号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う電子決済手段等取引業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号）をいう。口（2）において同じ。)
(3) 当該移転に係る識別子又は当該識別子を特定するに足りる記号番号
法人（人格のない社団又は財団（取引時

第二十八条 法第九条に規定する主務省令で定める方法は、外国所在為替取引業者（同条に規定する外國所在為替取引業者をいう。以下同じ。）から申告を受ける方法又は外國所在為替取引業者若しくは外國の法令上法第二十二条第一項及び第二項に規定する行政庁に相当する外國の機関によりインターネットを利用して公衆の閲覧に供されている当該外國所在為替取引業者による情報を閲覧して確認する方法とする。

（外国所在為替取引業者に係る取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準）

第二十九条 法第九条第一号に規定する主務省令で定める基準は、外國所在為替取引業者が、取引時確認等相当措置（同号に規定する取引時確認等相当措置をいう。以下この条及び第三十二条规定第四項において同じ。）を的確に行うためには必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外國所在為替取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外國に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に關し、法第十五条から第十八条まで

(2) 住居又は第二十一条第一項第十七項に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客と支払に係る為替取引を行う特定事業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。口（2）において同じ。）

(3) 次の（i）又は（i-i）に掲げる区分に応じ、それぞれ当該（i）又は（i-i）に定める事項

(i) 預金又は貯金口座を用いる場合 当該口座の口座番号

(ii) 預金又は貯金口座を用いない場合 取引参照番号（顧客と支払に係る為替取引を行う特定事業者が当該取引を特定するに足りる記号番号をいう。）

法人（人格のない社団又は財団（取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものに限る。）を含む。）次に掲げる事項

(1) 名称

ける方法又は外国所在電子決済手段等取引業者若しくは外国の法令上法第二十二条第一項及び第二項に規定する行政府に相当する外国の機関によりインターネットを利用して公衆の閲覧に供されている当該外国所在電子決済手段等取引業者に係る情報を閲覧して確認する方法とする。

(外国所在電子決済手段等取引業者に係る取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準)

第三十一条の三 法第十条の二第一号に規定する主務省令で定める基準は、外国所在電子決済手段等取引業者が、取引時確認等相当措置(同号に規定する取引時確認等相当措置をいう。以下この条及び第三十二条第五項において同じ。)を的確に行うために必要な営業所その他の施設及び取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在電子決済手段等取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、法第十五条から第十八条までに規定する行

確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものに限る。) を含む。) 次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 本店若しくは主たる事務所の所在地又は顧客識別番号

二 受取顧客(法第十条の三第一項に規定する受取顧客をいう。) 次に掲げる事項

(3) イ (3) に掲げる事項

イ 氏名又は名称

ロ 当該移転に係る識別子又は当該識別子を特定するに足りる記号番号

法第十条の三第二項に規定する主務省令で定める事項は、前項に規定する事項に相当する事項とする。

(外国所在暗号資産交換業者との契約締結に際して行う確認の方法)

第三十一条の五 法第十条の四に規定する主務省令で定める方法は、外国所在暗号資産交換業者(同条に規定する外国所在暗号資産交換業者を

いう。(以下同じ)から申告を受ける方法又は
外国所在暗号資産交換業者若しくは外国の法令
上法第二十二条第一項及び第二項に規定する行
政令に相当する外国の機関によりインターネット
を利用して公衆の閲覧に供されている当該外
国所在暗号資産交換業者に係る情報を閲覧して
確認する方法とする。

(外国所在暗号資産交換業者に係る取引時確認
等相当措置を的確に行うために必要な基準)

第三十一条の六 法第十条の四第一号に規定する
主務省令で定める基準は、外国所在暗号資産交
換業者が、取引時確認等相当措置(同号に規定
する取引時確認等相当措置をいう。以下この条
及び第三十二条第七項において同じ。)を的確
に行うために必要な営業所その他の施設及び取
引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を
当該外国所在暗号資産交換業者の所在する国又
は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取
引時確認等相当措置の実施に關し、法第十五条
から第十八条までに規定する行政府の職務に相
当する職務を行う当該所在する国又は当該外
国の機関の適切な監督を受けている状態にあるこ
ととする。

(暗号資産の移転に係る通知事項等)

第三十一条の七 法第十条の五第一項に規定する
主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区
分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とす
る。

一 顧客 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、
それぞれ当該イ又はロに定める事項

イ 自然人又は人格のない社団若しくは財團
(取引時確認の結果その他の事情を勘案し
て代表者又は管理人の定めがあると認めら
れるものを除く。)当該顧客又はその代表
者等に係る次に掲げる事項

(1) 氏名

(2) 住居又は第二十条第一項第十七号に掲
げる事項若しくは顧客識別番号(顧客か
ら依頼を受けて暗号資産の移転を行う暗
号資産交換業者が管理している当該顧客
を特定するに足りる記号番号をいう。ロ
(2)において同じ。)

(3) 当該移転に係る識別子又は当該識別子
を特定するに足りる記号番号

ロ 法人(人格のない社団又は財團(取引時
確認の結果その他の事情を勘案して代表者
を特定するに足りる記号番号をいう。)の
外)の住所又は第二十条第一項第十七号に掲
げる事項若しくは顧客識別番号(顧客か
ら依頼を受けて暗号資産の移転を行う暗
号資産交換業者が管理している当該顧客
を特定するに足りる記号番号をいう。ロ
(2)において同じ。)

(1) (1) 名称

(2) 本店若しくは主たる事務所の所在地又は顧客識別番号

(3) イ (3) に掲げる事項

二 受取顧客（法第十条の五第一項に規定する受取顧客をいう。）次に掲げる事項

イ 氏名又は名称

ロ 当該移転に係る識別子又は当該識別子を特定するに足りる記号番号

法第十条の五第二項に規定する主務省令で定める事項は、前項に規定する事項に相当する事項とする。

（取引時確認等的確に行うための措置）

第三十二条 法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 自らが行う取引又は特定受任行為の代理等（新たな技術を活用して行うものその他新たなる態様によるものを含む。）について調査し、及び分析し、並びに当該取引又は特定受任行為の代理等による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下この項において「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、必要に応じて、見直しを行い、必要な変更を加えること。

二 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置（法第十一条に規定する取引時確認等の措置）を行なうに際して必要な情報を収集して同じ。）を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査すること。

四 顧客等との取引又は顧客等のために行う特定受任行為の代理等が第二十七条第一項第一号ハに規定する取引又は同項第二号ハに規定する特定受任行為の代理等に該当する場合は、当該取引又は特定受任行為の代理等を行なうに際して、当該取引又は特定受任行為の代理等の任に当たっている職員に当該取引又は特定受任行為の代理等を行うことについて法第十三条第三号の規定により選任した者の承認を受けさせること。

五 前号に規定する取引又は特定受任行為の代理等について、第一号に規定するところにより情報の収集、整理及び分析を行ったときは、その結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、確認記録又は取引記録と共に保存すること。

六 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置を講ずること。

七 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること。

2 法第二条第二項第一号から第四十号までに掲げる特定事業者（国内に本店又は主たる営業所若しくは事務所を有するものに限る。次項において同じ。）が外国において法第四条第一項に規定する特定業務に相当する業務を営む外国会社の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接若しくは間接に有し、又は外国において営業所（以下この項において「外国所在営業所」という。）を有する場合であつて、法、令及びこの命令に相当する当該外国の法令に規定する取引時確認等の措置に相当する措置が取引時確認等の措置より緩やかなときにつきは、法第十二条第四号に規定する主務省令で定める措置は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

一 当該外国会社及び当該外国所在営業所における犯罪による収益の移転防止に必要な注意を払うとともに、当該外国の法令に違反しない限りにおいて、当該外国会社及び当該外国所在営業所による取引時確認等の措置に準じた措置の実施を確保すること。

二 当該外国において、取引時確認等の措置に準じた措置を講ずることが当該外国の法令により禁止されているため当該措置を講ずることができないときには、その旨を行政庁に通知すること。

3 前項の場合において、特定事業者が当該外国会社の議決権の総数の二分の一を超える議決権を直接又は間接に有するかどうかの判定は、次の各号に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

一 特定事業者が自己の計算において有する当該外国会社の議決権が当該外国会社の議決権の総数に占める割合

二 特定事業者の子法人（特定事業者がその議決権の総数の二分の一を超える議決権を自己

5 4
の計算において有する法人をいう。この場合において、特定事業者及びその一若しくは二以上の子法人又は当該特定事業者の一若しくは二以上の子法人が議決権の総数の二分の一を超える議決権を有する他の法人は、当該特定事業者の子法人とみなす。)が自己的の計算において有する当該外国会社の議決権が当該外国会社の議決権の総数に占める割合で替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結して為替取引を行う場合にあっては、法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、第一項に掲げるものほか、次の各号に掲げる措置とする。

一 外国所在為替取引業者における犯罪による収益の移転防止に係る体制の整備の状況、当該外国所在為替取引業者の営業の実態及び法第十八条に規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該外国の機関が同条に相当する当該外国の法令の規定に基づき、当該外国所在為替取引業者に必要な措置をとるべきこととを命じているかどうかその他の当該外国の機関が当該外国所在為替取引業者に対して行う監督の実態について情報を収集すること。

二 前号の規定により収集した情報に基づき、当該外国所在為替取引業者の犯罪による収益の移転防止に係る体制を評価すること。

三 法第十一条第三号の規定により選任した者の承認その他の契約の締結に係る審査の手順を定めた規程を作成すること。

四 特定金融機関が行う取引時確認等の措置及び外国所在為替取引業者が行う取引時確認等相当措置の実施に係る責任に関する事項を文書その他の方針により明確にすること。

五 特定金融機関が外国所在為替取引業者との間の契約に基づいて当該外国所在為替取引業者の顧客と為替取引を行う場合には、当該外国所在為替取引業者が当該顧客の取引時確認等相当措置を行う体制の整備の状況を確認すること及び当該外国所在為替取引業者が当該取引時確認等相当措置により得た情報を当該特定金融機関に提供することができる場合に文書その他の方針により明確にすること。

六 電子決済手段等取引業者が外国所在電子決済手段等取引業者との間で電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結して電子決済手段の移転を行う場合に

法」に改め、「運転免許証」の下に「及び同法第四条の四第五項に規定する運転歴証明書をいう。」を加える部分に限る。」及び規則附則第六条を削る改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十四年四月一日
三 第一条中規則第四条第一号の改正規定及び同号ホの改正規定（「道路交通法」）を「運転免許証等（道路交通法）」に改め、「運転免許証」の下に「及び同法第四条の四第五項に規定する運転歴証明書をいう。」を加える部分を除く。」並びに附則第四条の規定出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十九号。同法）において「入管法等改正法」という。」の施行日（平成二十四年七月九日）
（顧客等について既に確認を行つてることを確認する方法）
第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（以下「整備令」という。）第六条第二項、第七条第二項、第九条第二項及び第十条第二項に規定する主務省令で定める方法については、規則第十六条の規定を準用する。
(犯罪による収益の移転に用いられるおそれがない取引に関する経過措置)
第三条 整備令第一条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（附則第六条第一項において「新令」という。）第七条第一項第一号タに掲げる取引のうち、現金の受払いをする取引で賃取引を伴うもの（商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものに限る。）であつて、当該支払を受ける者により、施行日前に、当該支払を行う顧客等（改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「新法」という。）の、改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下この条において「旧法」という。）又はその代表者等（新法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）及び第二十八号の二に掲げる特定事業者の例に準じた旧法第四条第一項の規定による本人確認（附則第八条第一項において単に

〔本人確認〕といふ。並びに旧法第六条第一項に規定する本人確認記録（附則第六条第一項において単に「本人確認記録」という。）の作成及び保存に相当する措置が行われているものに対する規則第四条第一項第七号の規定の適用については、なお従前の例による。

〔外国人登録原票の写し等に関する経過措置〕

（外国人登録原票の写し等に関する経過措置）

第四条 第一条の規定による改正後の規則第四条の規定の適用については、外国人登録原票の写し及び外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）は、入管法等改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同条第一号ロに掲げる書類とみなす。

規則第七条の規定の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ規則第七条第一号イに規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

〔運転経歴証明書に関する経過措置〕

第五条 平成二十四年四月一日前に交付された道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第一百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書に対する規則第七条の規定の適用については、なお従前の例による。

〔新法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例に関する経過措置〕

第六条 規則第六条、第九条、第十条、第十一条第一項及び第十二条の規定にかかるわらず、特定事業者（新法第一条第二項第一号から第三十八号までに掲げる特定事業者をいう。以下この項において同じ。）は、新令第七条第一項第一号ハからヨまで及びソに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、次の各号に掲げる方法により決済されるものに際して行う新法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項

(同条第一項に係る部分に限る。)の規定による確認(当該顧客等又はその代表者等について当該各号に規定する他の特定事業者が施行日以後の取引の際に取引時確認(同条第六項に規定する取引時確認をいう。)を行つている場合におけるものを除く。)については、当該各号に定める方法により行うことができる。ただし、当該他の特定事業者との間で、あらかじめ、これらの方法を用いることについて合意をしている場合に限り、取引の相手方が当該各号に規定する他の特定事業者が行つてている確認に係る顧客等若しくは代表者等になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に当該確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等若しくは代表者等(その代表者等が当該事項を偽つて疑いがある顧客等又は代表者等を含む。)との間ににおける取引を行う場合は、この限りでない。

ら今までに掲げる当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る旧令第八条第一項第三号イに掲げる取引に際して当該顧客等又はその代表者等について行つている確認の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法

イ 本人確認（第一条の規定による改正前の規則第三条第一項第一号チに規定する方法によるものを除く。ロにおいて同じ。）当該他の特定事業者が当該本人確認を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存していることを確認し、及び目的等確認を行う方法

ロ 本人確認及び新法第四条第一項（同項第一号に係る部分を除く。）の規定による確認に相当する確認（規則第十三条第一項第一号に規定する方法に相当する方法によるものを除く。）当該他の特定事業者が当該確認を行い、かつ、当該確認に係る本人確認記録及び相当確認記録を保存していることを確認する方法

ハ 新法第四条第一項の規定による確認に相当する確認（規則第十三条第一項第一号に規定する方法に相当する方法によるもの及びロに掲げる確認を除く。）当該他の特定事業者が当該相当する確認を行い、かつ、当該相当する確認に係る相当確認記録を保存していることを確認する方法

前項各号に規定する「目的等確認」とは、顧客等（新法第四条第五項に規定する国等（人格のない社団又は財團を除く。）との取引に際し、同条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について規則第九条、第十条及び第十二条第一項に規定する方法（当該顧客等が人格のない社団又は財團である場合にあっては、新法第四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項について規則第九条及び第十条に規定する方法）により行う確認をいう。

（改正法附則第二条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する新法第四条第一項の規定による確認の方法）

第七条 改正法附則第一条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する新法第四条第一項

の規定による確認については、規則第九条、第十条、第十二条第一項、第十三条及び第十三条並びに前条の規定を準用する。

附則
〔平成二六年三月一日内閣府・

総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

附則(平成二六年七月二日内閣府・総

務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。

附則（平成二七年五月二七日内閣府）

総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)
この命令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。

附則(平成二七年九月一八日内閣府)

總務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)抄(施行期日等)

「一〇年余廿、已購之山及蓋之多云芳土
石其上等。」

第一条 この命令は、犯罪による財産の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(附則第三条第一項において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年十月一日。以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条第一号トの改正規定〔一〕を〔三〕

第二条第六条第一号ホの改正規定（旅券等）の下に「又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳に改め、同号トを同号ホとする部分を除く。）及び第五条第二項第四号の改正規定 公布の日

(当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)」を加え、「同号」を同号イとする部分を除く。」第五条第一項第一号トの改正規定(「同号トを同号リとする部分を除く。」)の改正規定(「同号ヘを同号チとする部分を除く。」)及び別記様式第二号の備考2の改正規定並びに次項及び次条の規定定行行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十一条)、次条第一項において「番号利用法整備法」という。附則第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)

第二条 前項第二号に定める日から施行日の前日までの間は、この命令(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第七条第一号イの規定の適用について、番号利用法整備法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。)第三十条の四十四第三項の規定により交付された住民基本台帳カード(氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十七条第一項の規定により個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなす。

第三条 前条第一項第二号に定める日から施行日の前日までの間ににおける前項の規定の適用については、同項中「第七条第一号イ」とあるのは、「第六条第一号ホ」とする。

(実質的支配者の本人特定事項の確認に関する経過措置)

第二条第二項に規定する特定事業者（同項第四十二号から第四十六号までに掲げる特定事業者を除く。以下この条において単に「特定事業者」という。）が、施行日前の取引の際に改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「旧法」という。）第四条第一項に規定する確認記録をいう。次項第二号ハにおいて同じ。）又はこれに相当する記録（以下「確認又は同条第二項の規定による確認（これら認記録等」という。）の作成及び保存をしてい場合におけるものに限る。）を行つている新規法第二条第三項に規定する特定顧客等（法人である場合に限り、新法第四条第五項に規定する国等を除く。以下単に「顧客等」という。）との間で施行日以後に初めて行う特定取引（新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、次の各号のいずれかに該当するものを含む。以下「施行日以後特定取引」という。）であつて施行日前の取引に関連する取引（施行日前の取引が契約の締結である場合における当該契約に基づくもの以外のものうち、当該特定事業者（第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者）が、新規則第十六条に定める方法又はこれに相当する方法により、その顧客等が施行日前の取引の際にこれららの確認を行つて顧客等であることを確める措置をとつたもの）（当該施行日以後特定取引の相手方がこれらの確認に係る顧客等又は代表者等（新法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）になりすましている疑いがあるもの及びこれらの確認が行われた際に当該確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの並びに新規則第五条各号に掲げるものを除く。）については、新法第四条第三項又は犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）附則第一条第四項（同項第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかるわらず、新法第四条第一項の規定による確認を行わなければならぬ。この場合には（同項第一号から第三号までに掲げる事項の確認を行うことを要しない。

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項第一号に定める取引をいう。次項において同じ。)で、あつて、当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認を行つて、若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による確認(当該他の特定事業者がこれららの確認について確認記録等の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行つて、いる顧客等との間で施行日以後に初めて行うもの。

二 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による確認を行つて、いる顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引(新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、当該他の特定事業者が当該特定事業者に対しこれらの確認について作成した確認記録等を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録等の保存をしている場合におけるものに限る。)

施行日以後に顧客等との間で行う取引が次の一の規定は適用しない。

一 掲げるものである場合には、新法第四条第一項の規定は適用しない。

二 施行日以後特定取引が関連取引である場合における当該施行日以後特定取引

二 特定事業者が、施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認及び新規則第十一条第二項に規定する実質的支配者(以下「新実質的支配者」という。)に該当する者(これらの確認において本人特定事項(旧法第四条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。)の確認を行つて、いるこの命令による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十条第二項に規定する実質的支配者(以下「旧実質的支配者」という。)に該当する者を除く。)の本人特定事項の確認又は旧法第四条第二項の規定による確認及び新実質的支配者に該当する者(当該確認において本人特定事項の確認を行つて、いる旧実質的支配者を除く。)の本人特定事項の確認は、

的の支配者に該当する者（当該確認において本人特定事項の確認を行つてある旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認を行つてある顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引（新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、当該他の特定事業者が当該特定事業者に対しこれらの確認について作成した確認記録等を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録等の保存をしている場合におけるものに限る。）ハ、当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認若しくはこれに相当する確認又は同条第二項の規定による確認（以下このハにおいて「旧法の規定による確認」という。）を行つており、かつ、当該特定事業者が施行日前の取引の際に新実質的支配者に該当する者（当該旧法の規定による確認において本人特定事項の確認を行つてある旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認を行つてある顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引（新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、当該他の特定事業者が当該特定事業者に対し当該旧法の規定による確認について作成した確認記録等を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録等及び当該新実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認について作成した確認記録に相当する記録の保存をしている場合におけるものに限る。）

—

(当該特定取引の相手方が当該確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの及び当該確認が行われた際に当該確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。)との間で行うもの並びに新規則第五条各号に掲げるものを除く。)イ 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う金融取引であって、当該他の特定事業者が既に新法第四条第一項又は第二項の規定による確認(当該他の特定事業者が当該確認について確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている顧客等との間で施行日以後に初めて行うものロ 当該特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより他の特定事業者の事業を承継した場合における当該他の特定事業者が既に新法第四条第一項又は第二項の規定による確認を行っている顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引(同条第一項に規定する特定取引をいい、)当該他の特定事業者が当該特定事業者に対して第一項の規定に基づき、当該確認について作成した確認記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該確認記録の保存をしている場合におけるものに限る。)特定事業者は、顧客等について第一項の規定による確認を行う場合において、当該顧客等に係る新実質的支配者に該当する者のうちに当該顧客等に係る旧実質的支配者に該当する者がいるとき(特定事業者(第一項第一号又は第二号に掲げる取引にあっては、これらの号に規定する他の特定事業者を含む。)が当該旧実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認(当該確認について確認記録等の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている場合に限る。)は、当該旧実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認を行うことを要しない。(法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方針の特例に関する経過措置)

の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）による改正後の第十一項第二項に規定する実質的支配者（次号において「新実質的支配者」という。）に該当する者の本人特定事項の確認を行つてある場合におけるものに限る。」をと、同項第一号中「除く」とあるのは「除き四条第一項第四号に掲げる事項の確認について新実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認を行つてある場合におけるものに限る」と、同項第三号中「による確認」とあるのは「除き四条第一項第四号に掲げる事項の確認について新実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認を行つてある場合におけるものに限る。」とする。

20

を確認する」と、同号ハ中「による確認」とあらの「による確認若しくはこれ」と、「及び口に掲げる確認を除く。」とあるのは「を除く。」及び新実質的支配者に該当する者（これらとの確認において本人特定事項の確認を行つてゐる旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認又は新法第四条第二項の規定による確認及び新実質的支配者に該当する者（当該確認において本人特定事項の確認を行つてゐる旧実質的支配者に該当する者を除く。）の本人特定事項の確認」と、「当該相当する」とあるのは「これらの」と、「相当確認記録」とあるのは「本人確認記録又は確認記録等」とあるのは「第十三条（平成二十七年改正命令附則第七条中「第十四条改正命令附則第六条第一項第一号又は第二号に掲げる方法により新法第四条第一項の規定による場合を含む。」）とする。

第一条 この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化にに対応するための銀行法等の一部を改正する法律（次条第二項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法等）

第二条 銀行法施行令等の一部を改正する政令（次項において「改正令」という。）附則第六条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める

命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則附則第六条の規定の適用については、同条第一項中「へ」とあるのは「二」と、「ト」とあるのは「ホ」と、同条第二項中「第六条」とあるのは「第五条」とする。

附 則 (平成一九年三月一四日内閣府)

総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号

(施行期日)

総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号(施行期日)
この命令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
この命令の施行の日から犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(平成二十七年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号)の施行の日(平成二年三月一日)から施行する。

定による確認を行う場合において、当該顧客等に係る新実質的支配者に該当する者のうちに当該顧客等に係る旧実質的支配者に該当する者がいるとき（前項の規定により読み替えて適用する平成二十四年改正命令附則第六条第一項第一号又は第二号に規定する他の特定事業者が当該旧実質的支配者に該当する者の本人特定事項の確認（当該確認について確認記録等の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行つている場合に限る。）は、当該方法を用いようとする前項の規定により読み替えて適用する平成二十四年改正命令附則第六条第一項に規定する特定事業者は、当該旧実質的支配者の本人特定事項の確認を行ふことを要しない。

方法については、この命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十六条の規定を準用する。

附 則 (平成三十一年一月三〇日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)

この命令は、公布の日から施行する。

総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則（平成三十一年七月一三日内閣府・
総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農
林水産省・経済産業省・国土交通省令第一
号）
この命令は、公布の日から施行する。

正令第八条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項に規定する疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引とする。

附 則（平成二九年三月二七日内閣府・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

ある新犯罪収益移転防止法相当確認をいう。以下この項において同じ。)を行つてゐる顧客等があることを確かめる措置をとつた取引の相手方が当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る顧客等又は代表者等(新犯罪収益移転防止法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下この項において同じ。)になりすましてゐる疑いがある取引、当該新犯罪収益移転防止法相当確認が行われた際に当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある取引の相手方を指す。以下この項において同じ。)を行つてゐる顧客等があることを確かめる措置をとつた取引の相手方

方法については、この命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条の規定を準用する。
改正令附則第六条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める取引は、当該新規特定事業者（同条第一項に規定する新規特定事業者をいり。以下この項において同じ。）（同条第一項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の新規特定事業者）が前項に規定する方法によりその顧客等（改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下この項において「新犯罪収益移転防止法」という。）第二条第三項に規定する顧客等をいう。以下この項において同じ。）が既に新犯罪収益移転防

第二条 資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令（次項において「改正令」という。）附則第十一條第一項並びに第二項第一号及び第二号に規定する主務省令で定める方法について、この命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十六条の規定を準用する。

(施行期日) 産省・経済産業省・国土交通省令第一号)
第一条 この命令は、情報通信技術の進展に伴う
金融取引の多様化に対応するための資金決済に
関する法律等の一部を改正する法律（次条第二
項において「改正法」という。）の施行の日
(令和二年五月一日)から施行する。
(顧客等について既に確認を行っていることを

林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号の命令は、公布の日から施行する。

ては、同号に規定する特定事業者（改正法による改定する方法によりその顧客等）が前項に規定する方法による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十一号。以下この項において「新犯罪収益移転防止法」という。）第二条第三項に規定する顧客等をいう。以下この項において同じ。）が既に相当確認（改正令附則第十二条第一項に規定する相当確認をいう。以下この項において同じ。）を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引の相手方が当該相当確認に係る顧客等又は代表者等（新犯罪収益移転防止法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下この項において同じ。）になりまして、（以下この項において同じ。）確認が行われた際に当該相当確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引、改正令第十二条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項に規定する疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引とする。

附 則（令和三年七月一六日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この命令は、特定複合観光施設区域整備法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

附 則（令和五年二月一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

らかにすることができる書類とみなされる間は、新規則第七条第一号ハに掲げる書類とみなす。

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月一六日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）

この命令は、特定複合観光施設区域整備法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

附 則（令和三年九月一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第五号）

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附 則（令和四年三月三一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

この命令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下この項及び次項において「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。ただし、第三条第八号の改正規定は、改正法附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（同年五月一日）から施行する。

（施行期日）

2 この命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下この項において「新規則」という。）第七条の規定の適用については、この命令の施行の際現に交付されている国民年金手帳（改正法第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）附則第六条第一項の規定により、同令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明

らかにすることができる書類とみなされる間です。

附 則（令和五年二月一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）
この命令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第四十九条の規定の施行の日から施行する。

附 則（令和五年五月二六日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）
この命令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第三条第二項に規定する主務省令で定める方法については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十六条の規定を準用する。

附 則（令和六年一月一日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二十五日内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）
この命令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定

（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。
（顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法）

第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項、第三条第二項及び第四条第二項に規定する主務省令で定める方法については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十六条の規定を準用する。

（経過措置）

第三条 この命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されてい る書類は、当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。
2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

備考 1 尾出書は、顧客等ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引

勤務先名(その他勤務先) | 勤務先ID | 勤務内容

文書名・代理店等名称	
口座・クレジットカード種別	
口座・クレジットカード会員登録ID	
口座・クレジットカード会員登録ID(英字)	
参考	

【解説】本題は、中高生の学習実情を踏まえ、教科書等で扱われている内容をもとに構成されるもので、別途参考文献等を参考して「自己ごとに問題がある」が何であるか、こと、問題があるときに何をするか、問題を解決する手順などを理解してもらうことを目的としている。

3. 他の取り組みについて問題を尋ねるとき、教科書等の学習手順などを参考する場合、王道的な回答よりも、実際に問題に直面して感じたことによる回答を評価する。

4. 「問題の解決に関する問題」では、第1回「自分の立場の問題」、第2回「シナリオカードの立場の問題」を複数回と題する問題で、問題を複数回経験することで、問題解決の手順を理解していく過程を想定している。

5. 「実際の問題解決の問題」では、日常生活に接続した問題、代謝産物の運搬を例へ、問題解決の手順を理解する問題を複数回と題する問題で、問題を複数回経験することで、問題解決の手順を理解していく過程を想定している。

6. 「自己ごとに問題がある」では、既存・過去実験の問題の解決手順を記入する手順を示す問題で、問題解決の手順を理解する問題を複数回と題する問題で、問題を複数回経験することで、問題解決の手順を理解していく過程を想定している。

7. 「毎日学ぶ問題」では、問題解決の手順を記入してもらうこと。

8. 「自己ごとに問題がある」。

9. 「要約要領」では、重要な概念や問題の考え方を入力すること。

10. 「問題解決の問題」では、問題解決の手順を理解する問題を複数回と題する手順を示す問題で、問題解決の手順を理解する問題を複数回と題する問題で、問題を複数回経験することで、問題解決の手順を理解していく過程を想定している。

11. 「自己ごとに問題がある」。

12. 「自己ごとに問題がある」。

13. 「自己ごとに問題がある」。

14. 「自己ごとに問題がある」。

15. 「自己ごとに問題がある」。

16. 「自己ごとに問題がある」。

17. 「自己ごとに問題がある」。

18. 「自己ごとに問題がある」。

19. 「自己ごとに問題がある」。

20. 「自己ごとに問題がある」。

21. 「自己ごとに問題がある」。

22. 「自己ごとに問題がある」。

23. 「自己ごとに問題がある」。

24. 「自己ごとに問題がある」。

25. 「自己ごとに問題がある」。

26. 「自己ごとに問題がある」。

27. 「自己ごとに問題がある」。

28. 「自己ごとに問題がある」。

29. 「自己ごとに問題がある」。

30. 「自己ごとに問題がある」。

別記様式第4号(第25条関係)

年 月 日

備考：算好的大きさは、日本画廊規格以上であります。

